

室町期丹後国における荘郷と領主

山 田 徹

はじめに

室町という時代について論じようとするとき、荘園制の問題はいまや避けて通れない問題である。しかし、室町期の荘園制を論じようとするときに難しいのが、荘郷と領主を一国全体にわたって鳥瞰的に確認できる事例の少なさである。そうしたなかで丹後国とは、全国で唯一、いわゆる大田文である「丹後国惣田数帳」を残し¹⁾、そのような点に関する検討を子細におこなうことができる貴重な地域である。伊藤俊一が「前代と比べて室町時代に在京領主の割合が小さくなったわけではない」「つまり京都に集住した諸権門が領主となり、地方を支配するという荘園制の構造は、在京武家領・禅宗寺院領などの新たな要素を加えつつも、室町時代においても維持されたのである」と述べ、室町期にも荘園制の枠組が大きな意味を持っていたことを論じ、在地領主の発展を重視する旧来の見方を批判した際にも、この「丹後国惣田数帳」の情報が基礎とされていた²⁾。

こうした伊藤俊一の視角を継承しつつ、さらに「丹後国惣田数帳」について検討をおこなったのが、拙稿「室町期丹後国荘郷・領主研究序説」(京都府立京都学・歴史館京都学推進課編『令和4年度 京都府域の文化資源に関する共同研究会報告書(丹後編)』(2023年。以下、前稿と呼ぶ))である。この前稿では、伊藤のほか外岡慎一郎・河村昭一らの研究³⁾を踏まえつつ、丹後国の領主に関する比定を改めてやり直し、伊藤が示した以上に京都にある寺社や在京守護被官の比重が高かったことを論じ

ている（【表1】は丹後国の荘園・郷・保を「丹後国惣田数帳」の記載順に列記したもの、【表2】は「丹後国惣田数帳」にみえる長禄年間の領主を分類・集計したもので、それぞれ前稿の【表1】・【表7】と同じものである）。

具体的には、丹後国の公田数のうち7.5～8割が京都の領主⁴⁾の知行下にあることを示せたわけだが、その前稿では「丹後国惣田数帳」にみえる基礎的な情報を整理し、個々の領主についての考証をおこなうことに紙数を費やしてしまったために、検討に不十分なところを残した。たとえば、このような京都の領主の比率の高さの背景にどのような歴史的条件があったのかという点については、もう少し踏み込んで論じる余地がある。また、こうした状況について、伊藤俊一はある程度一般的なものと位置づけているが、その一方で、『宮津市史 通史編』で関連部分を担当した外岡慎一郎は、丹後国が「在京領主に大きくかたよった所領構成」であったことを示した際に、「京の後背に位置する丹後国の性格が、『丹後国惣田数帳』にも顕著にあらわれている」と述べており⁵⁾、京都直近の丹後国ならではの問題と理解しているようである。この「丹後国惣田数帳」にみえる諸要素のうち、どの点が一般的で、どの点が丹後国に特有のものなのかという点について、考えるべき部分が残されている。

そういった諸点を考察していくためには、さまざまな角度から検討を加え、実態を示していく必要があるのだが、今回とくに追究していきたいと考えているのが、所領の規模、そして領主の規模の格差・階層性という問題である。結局のところ、丹後国の上記のような状況は、どのような規模の所領がどのような勢力に与えられた結果、立ち現れていたのだろうか。この問題は、旧来の荘園領主の権益（本家職・領家職）と半済・兵糧料所化、将軍・守護の闕所地処分権、そして国人・守護被官の位置づけなど、従来重視されてきた諸論点とも密接に関わる重要なものである。本稿で

【表1】丹後国田数帳に記された丹後国の荘・郷・保と公田数（前稿【表1】と同じ）

No	所領名	公田数	No	所領名	公田数	No	所領名	公田数
1	倉橋郷	167.7.000	36	倉満保	4.5.000	72	物部郷少神田	0.4.078
2	田辺郷	199.5.002	37	大石荘	213.6.153	73	金光明寺散在	19.2.038
3	大内荘	97.2.300	38	勝樂寺	1.1.180	74	無量寿院田	1.5.000
4	凡海郷	49.9.292	39	石河荘	134.5.330	(与謝郡合計)		1188.0.273
5	有道郷	52.6.101	40	光岡保	3.0.018	75	三重郷	22.5.330
6	志高郷	36.0.000	41	桑田保	1.5.000	76	成吉保	5.1.180
7	志高荘	23.1.107	42	千代富保	17.5.085	77	友安保	11.7.090
8	河守郷	65.2.305	43	稲富保	25.9.072	78	末松保	12.9.000
9	余戸里	60.8.209	44	但治保	0.2.000	79	富永保	6.0.288
10	池内保	19.2.000	45	尊円名	0.4.000	80	重国保	5.5.067
11	安重保	5.7.000	46	成行保	1.0.072	81	成次保	4.1.123
12	気多保	12.5.000	47	久富保	1.6.018	82	倉富保	1.0.000
13	□□保	1.6.090	48	武行武光保	7.4.060	83	友成保	6.5.108
14	□□寺荘	19.6.320	49	宮津荘	155.0.312	84	成光保	1.9.144
15	普光寺	14.9.304	50	伊祢荘	28.0.74	85	延利保	7.4.217
16	岡田荘	39.9.004	51	藤野保	1.2.000	86	国富保	11.0.000
17	祇園寺荘	65.0.334	52	簡河保	34.4.055	87	大野郷	24.1.000
18	清蘭寺	22.0.260	53	平荘	22.3.248	88	恒吉保	18.1.292
19	大川社	16.9.270	54	物部葛保	12.9.044	89	米富保	13.4.252
20	志楽荘	200.9.180	55	大谷寺	12.9.044	90	久光保	4.1.329
(加佐郡合計)		1171.0.198	56	籠宮田	46.0.210	91	光安周枳葛保	39.4.186
21	味佐保	14.5.036	57	法花寺	4.1.036	92	御厩保	14.4.161
22	山田郷	27.0.034	58	仁海寺	0.6.060	93	是次保	8.3.180
23	謁江郷	22.1.108	59	千手堂田	0.2.000	94	友光保	8.5.036
24	拝師郷	7.4.256	60	九世戸	2.0.036	95	丹波郷	180.7.308
25	豊富保	11.4.324	61	念仏免	0.8.000	96	時武保	11.2.072
26	永久保	13.7.156	62	大仏寺	1.0.000	97	安光保	2.1.087
27	波見保	11.3.248	63	成相寺散在	28.4.096	98	久次保	9.4.112
28	細工所保	34.1.267	64	伊王寺	0.8.000	99	則松保	8.5.231
29	日置郷	6.1.320	65	大虫社	14.7.236	100	成友保	4.4.144
30	友枝有富保	18.4.281	66	惣社田	5.1.180	101	益富保	24.2.358
31	真正保	6.5.324	67	朔幣料田	12.0.000	102	成久保	11.2.112
32	弥富保	6.0.000	68	気多社	1.0.000	103	未成保	11.3.112
33	宮富保	15.6.144	69	天神堂	0.4.084	104	元依保	27.0.324
34	宮次保	9.6.108	70	天満宮	0.9.240	105	吉田保	7.4.139
35	加悦荘	163.8.248	71	拝師荘神田	0.9.120	106	新治郷	47.2.105

No	所領名	公田数	No	所領名	公田数	No	所領名	公田数
107	久岡保	12.3.180	130	国久保	9.3.216	153	元重保	12.2.000
108	末次保	3.4.050	131	吉富保	4.2.144	154	川上郷	38.4.041
109	久延保	1.3.146	132	木津郷	35.6.180	155	川上本荘	107.9.190
110	光武保	1.6.153	133	恒枝保	14.5.090	156	川上新荘	40.7.252
111	光富保	15.8.295	134	浦富保	8.9.003	157	海士郷	44.6.198
112	石丸保	37.6.144	135	成富保	7.0.324	158	佐野郷	25.9.102
113	吉光保	0.6.245	136	松吉保	4.1.116	159	佐野荘	9.0.000
114	周枳郷	64.4.250	137	恒光保	0.4.148	160	佐野一色	13.5.108
115	倉垣荘	48.6.208	138	黒部保	54.5.000	161	近末保	10.4.144
116	吉原荘	78.8.077	139	宇川保	43.0.338	162	友重保	10.5.093
	(丹波郡合計)	836.7.355	140	芋野郷	28.3.316	163	永富保	16.0.165
117	竹野郷	30.1.016	141	吉沢保	38.2.108	164	為延吉岡竹藤三ヶ保	25.2.090
118	武元保	22.3.072	142	為久保	29.3.279	165	稲光保	1.0.000
119	吉永保	19.2.070	143	網野郷	82.9.108	166	為光保	3.1.000
120	近沢保	3.2.270	144	楽音寺荘	11.7.000	167	刑枝名	8.3.216
121	是安保	3.9.329	145	木橋村	25.3.045	168	鹿野荘	30.9.333
122	重富保	4.6.324	146	願興寺	13.4.180	169	円頓寺	1.0.000
123	間人郷	25.2.083	147	竹野社	2.3.240	170	万願寺	1.0.000
124	吉末保	5.3.272	148	木津荘	52.2.254	171	田村荘	123.1.002
125	武行保	1.1.000	149	鳥取荘	82.3.001	172	御品田	46.3.338
126	三津保	6.9.216	150	嶋荘	28.0.107	173	久美荘	62.7.285
127	吉里保	29.0.354	151	船木荘	82.7.137		(熊野郡合計)	632.4.037
128	徳光保	11.2.216	152	雄坂寺	3.0.000			
129	女布	12.0.000		(竹野郡合計)	836.6.156			

注記

- ・公田数は、町段歩を「町. 段. 歩」と記した。
- ・131 吉富保は、『宮津市史』の翻刻では4町2段244歩となっているが、写真の確認を経て144歩に訂正している。
- ・各郡の合計のうち、加佐郡と丹波郡は「丹後国惣田数帳」に記された合計と計算上の合計が合致するものの、残りの3郡は微妙にずれている。本表では、計算上の合計を記した。

【表2】「丹後国田数帳」にみる領主の分類集計（前稿【表7】と同じ）

分類	公田数合計	比率	領主数	公田数上位の領主名（3位まで）	
A 御料所	380.2.103	8.9%			
(1) 公方御料所	34.4.055	0.8%	—	—	
(2) 御厩御料所	51.5.036	1.2%	—	—	
(3) 御料所	294.3.012	6.9%	—	—	
B 寺社本所	1355.7.078	31.8%	34		
(1) 公家	55.3.303	1.3%	1	三条殿（三条実雅）	
(2) 神社	282.8.194	6.6%	4	八幡領，賀茂領，北野宮領	
寺院	(3) 顕密	285.1.335	6.7%	6	実相院殿（増詮），三宝院（義賢），住心院
	(4) 禪	580.7.132	13.6%	17	等持院，常在光院，光寿院（光聚院）
	(5) 律	101.9.184	2.4%	3	西大寺，速成就院，悲田院
	(6) 不明	18.5.180	0.4%	1	同帰院
(7) 不明	31.0.190	0.7%	2	宇川保領家，向御所	
C 將軍直臣など	1009.6.280	23.7%	26		
(1) 大名	234.2.356	5.5%	1	細川讃州（細川成之）	
(2) 御供衆・五番衆など	586.4.191	13.7%	15	結城越後（持藤），三上江州（周通），大和弥九郎（成親）	
(3) 奉行人	76.1.070	1.8%	4	飯尾大和守（元連），飯尾大蔵左衛門（貞朝），松田九郎左衛門（貞康）	
(4) 同朋衆	12.9.216	0.3%	2	菊阿，金阿	
(5) 他国守護被官	25.6.107	0.6%	1	飯尾備前（常暹）	
(6) 外様衆・不明など	74.2.060	1.7%	3	山名有道殿（清宗），（一色）下山殿，（一色）新治殿	
D 守護関係者	754.5.296	17.7%	31		
(1) 守護近親	51.6.074	1.2%	6	上ノ大方殿，大方殿様，千福殿様	
(2) 守護被官	702.9.222	16.5%	25	延永左京亮（直信），佐野四郎，成吉越中	
E 国人など	426.4.330	10.0%	57		
(1) 国人など	423.2.150	9.9%	54	駒沢備後守，山田拾介，井上石見	
(2) 諸給分	3.2.180	0.1%	3	疋次，鍛冶給，清目給	
F 丹後国内寺社	309.8.234	7.3%	39		
(1) 神社	120.9.268	2.8%	9	一宮御領，周枳社神領，大虫社	
(2) 寺院	188.8.326	4.4%	30	成相寺，国分寺，大谷寺	
G 遠国国人	31.6.102	0.7%	1	小野寺（出羽小野寺氏）	
(合計)	4268.1.343	100.0%			



は、そのような視角から室町期丹後国の荘郷・領主について基礎的な点を確認・整理していったうえで、上記のような問題に対する回答を示していきたいと考えている。

1 領主間の格差と階層性

「丹後国惣田数帳」にみえる 191 の領主を、公田数の多い順に並べたのが【表 3】である。この【表 3】では、同一の領主が複数の所領を有している場合にはそれらの公田数をすべて合算しており、たとえば [2] 細川讃州（成之）の 234 町 2 段 356 歩という田数は、2 田辺郷 199 町 5 段 2 歩、11 安重保 5 町 7 段、127 吉里保 29 町 354 歩という 3ヶ所の所領の公田数を足し合わせたものである（以下、荘園・郷の前に付している数字は、【表 1】に示した「丹後国惣田数帳」の記載順による通し番号である。なお、【表 3】で整理した領主の通し番号は、[] で表記している）。

この【表 3】では、【表 2】（前稿の【表 7】）でおこなった「A. 御料所」「B. 寺社本所」「C. 将軍直臣など」「D. 守護関係者」「E. 国人など」「F. 国内寺社」「G. 遠国国人」の分類を示した。また、彼らの在京／在国を筆者がどのように理解しているかを合わせて記しており、○は在京勢力（A～D の大半）、■は在国勢力（E・F）を示している。そして△は、A～D の項目のうち在京領主とはいきれない勢力で、大和国に所在する西大寺や、在京と確定できない将軍直臣・守護被官などを含んでいる（ただし、「G. 遠国国人」の [33]「小野寺」（出羽小野寺氏）だけは性格が違いすぎるため、欄に斜線を記した）。

これらのうち、在京領主とみなせる○の件数（前稿で示した 75.5% を構成するもの）は 78 で、つまり、おおよそ全体の 4 割程度の勢力が、公田数の 7.5～8 割を押さえていることになる。領主間の格差が非常に大き

【表3】「丹後国惣田数帳」にみえる領主

No	領主名義	筆数	公田数合計 (町段歩)	分類	在京/ 在国	備考
[1]	御料所	9	294.3.012	A. 御料所 (3) 御料所	○	
[2]	細川讃州(成之)	3	234.2.356	C. 將軍直臣など (1) 大名	○	
[3]	八幡領	15	220.6.012	B. 寺社本所 (2) 神社	○	
[4]	延永左京亮(直信)	8	199.4.027	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[5]	結城越後(持藤)	1	180.7.308	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[6]	実相院殿(増詮)	1	163.8.248	B. 寺社本所 (3) 顯密寺院	○	
[7]	三上江州(周通)	2	111.0.115	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[8]	等持院	1	107.9.180	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[9]	常在光寺	1	106.8.074	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[10]	西大寺	1	94.3.346	B. 寺社本所 (5) 律宗寺院	△	
[11]	大和弥九郎(成親)	2	87.3.205	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[12]	佐野四郎	3	70.5.146	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[13]	光寿院(光聚院)	1	62.7.183	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[14]	鹿王院	1	60.8.209	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[15]	一宮(龍神社) 御領	5	60.4.210	F. 国内寺社 (1) 神社	■	宮津市大垣。
[16]	成相寺	7	55.5.345	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市成相寺。
[17]	三条殿(実雅)	2	55.3.303	B. 寺社本所 (1) 公家	○	
[18]	成吉越中	10	52.8.232	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[19]	成吉三郎左衛門	13	52.5.270	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[20]	賀茂領	1	52.2.254	B. 寺社本所 (2) 神社	○	
[21]	御厩御料所	2	51.5.036	A. 御料所 (2) 御厩御料所	○	
[22]	(一色) 吉原殿	2	47.7.219	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[23]	氏家遠江	4	43.7.050	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[24]	三宝院(義賢)	1	42.0.050	B. 寺社本所 (3) 顯密寺院	○	
[25]	岩田肥前	2	39.4.294	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[26]	住心院	1	39.4.039	B. 寺社本所 (3) 顯密寺院	○	
[27]	飯尾大和守(元連)	2	37.2.211	C. 將軍直臣など (3) 奉行人	○	
[28]	小倉筑後守(範徳)	3	35.6.308	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[29]	山名有道殿(清宗)	1	34.9.108	C. 將軍直臣など (6) 外様衆・不明など	△	
[30]	金光明寺(国分寺)	2	34.5.056	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市国分。
[31]	公方御料所	1	34.4.055	A. 御料所 (1) 公方御料所	○	
[32]	伊賀次郎左衛門(家有)	3	33.0.176	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[33]	小野寺	1	31.6.102	G. 遠国国人	△	
[34]	周枳社神領	1	30.5.010	F. 国内寺社 (1) 神社	■	京丹後市周枳。
[35]	竹藤石京進	5	29.8.274	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[36]	(一色) 武部少輔殿	3	29.7.180	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[37]	駒沢備後守	2	28.6.346	E. 国人など (1) 国人など	■	

[38]	(一色) 下山殿	2	28.1.090	C. 將軍直臣など (6) 外様衆・不明など	○	
[39]	武部次郎	6	27.9.351	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[40]	長福寺	1	26.9.320	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[41]	伊勢肥前守 (盛富)	1	26.9.320	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[42]	伊賀備中守	2	26.3.203	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[43]	飯尾備前 (常暹)	2	25.6.107	C. 將軍直臣など (5) 他国守護被官	○	
[44]	建福寺	1	25.3.121	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[45]	(山城国) 安国寺	2	25.2.238	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[46]	(天龍寺) 雲居庵	2	24.3.038	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[47]	檀林寺	2	23.5.244	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[48]	三上因州	2	22.5.090	C. 將軍直臣など	■	
[49]	山田拾介	6	22.4.221	E. 国人など (1) 国人など	■	
[50]	稲富保本主 (稲富氏か)	1	21.5.072	E. 国人など (1) 国人など	■	
[51]	宇川保領家	1	21.0.190	B. 寺社本所 (7) 不明	○	
[52]	(相国寺) 常徳院	1	20.9.090	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[53]	藤田太郎左衛門	1	19.7.124	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[54]	慶寿院	1	19.7.124	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[55]	大聖寺殿	1	19.6.320	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[56]	毘沙門堂殿	1	19.4.252	B. 寺社本所 (3) 顕密寺院	○	
[57]	井上石見	1	18.8.072	E. 国人など (1) 国人など	■	
[58]	本光院 (秀本)	1	18.8.059	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[59]	同帰院	1	18.5.180	B. 寺社本所 (6) 不明寺院	○	
[60]	飯尾太藏左衛門 (貞朝)	1	18.1.292	C. 將軍直臣など (3) 奉行入	○	
[61]	井田河内守	1	18.0.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[62]	上ノ大方殿	1	17.6.353	D. 守護関係者 (1) 守護近親	○	
[63]	大方殿様	2	17.1.329	D. 守護関係者 (1) 守護近親	○	
[64]	松田三郎左衛門	4	16.8.276	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[65]	日置次郎左衛門	1	15.2.281	E. 国人など (1) 国人など	■	
[66]	杉若三郎左衛門	1	14.8.180	E. 国人など (1) 国人など	■	
[67]	大虫社	1	14.7.236	F. 国内寺社 (1) 神社	■	与謝野町 (旧加悦町) 温江。
[68]	斎藤弥次郎	2	14.3.173	E. 国人など (1) 国人など	■	
[69]	荒川殿	2	14.2.224	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[70]	法住寺	1	14.0.054	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[71]	石川中務	2	13.9.252	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[72]	片岡与五郎	1	13.7.156	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[73]	楠田勘解由	1	13.5.162	E. 国人など (1) 国人など	■	
[74]	榎並準人	6	13.5.056	E. 国人など (1) 国人など	■	
[75]	大谷寺	2	13.5.044	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市大垣。
[76]	普甲寺	6	13.4.245	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市小田。
[77]	菊阿	3	12.6.216	C. 將軍直臣など (4) 同朋衆	○	
[78]	小倉又七	1	12.5.231	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[79]	船木荘本所 (大覚寺教王常住院)	1	12.5.231	B. 寺社本所 (3) 顕密寺院	○	

[80]	羽大修理進(親家)	1	12.3.151	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[81]	伊勢下総守(貞牧)	1	11.7.000	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[82]	後藤次郎左衛門	1	11.2.216	E. 国人など (1) 国人など	■	
[83]	(一色) 新治殿	1	11.1.222	C. 將軍直臣など (6) 外様衆・不明など	△	
[84]	楠田彦左衛門	1	11.1.144	E. 国人など (1) 国人など	■	
[85]	山口弥次郎	1	11.1.124	E. 国人など (1) 国人など	■	
[86]	瑞泉院	1	11.0.074	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[87]	松田九郎左衛門(貞康)	3	11.0.296	C. 將軍直臣など (3) 奉行人	○	
[88]	深郷修理亮	1	10.8.025	E. 国人など (1) 国人など	■	
[89]	木本二郎左衛門	1	10.5.297	E. 国人など (1) 国人など	■	
[90]	伊佐将監	1	10.5.297	E. 国人など (1) 国人など	■	
[91]	遠藤将監	1	10.5.297	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[92]	浦明三郎左衛門	1	10.3.111	E. 国人など (1) 国人など	■	
[93]	刑部右京亮(家秀)	1	10.0.081	E. 国人など (1) 国人など	■	
[94]	向御所	1	10.0.000	B. 寺社本所 (7) 不明	○	
[95]	斎藤三郎左衛門	3	9.9.278	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[96]	大川社	1	9.7.190	F. 国内寺社 (1) 神社	■	舞鶴市大川。
[97]	松田丹後守(秀興)	1	9.5.351	C. 將軍直臣など (3) 奉行人	○	
[98]	井上主計	3	9.5.144	E. 国人など (1) 国人など	■	
[99]	真木孫三郎	1	9.3.216	E. 国人など (1) 国人など	■	
[100]	上野殿(持頼)	1	9.1.216	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[101]	宇野弾正	2	9.0.032	E. 国人など (1) 国人など	■	
[102]	松田彦八郎	2	8.2.118	E. 国人など (1) 国人など	■	
[103]	山口弥三郎	1	7.9.052	E. 国人など (1) 国人など	■	
[104]	瑞心院(隨心院)	1	7.8.235	B. 寺社本所 (3) 顕密寺院	○	
[105]	安養寺	2	7.8.154	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	京丹後市(旧久美浜町)安養寺。
[106]	荻野将監	2	7.5.216	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[107]	宇谷掃部	1	7.4.202	E. 国人など (1) 国人など	■	
[108]	倉橋弾正	1	7.4.139	E. 国人など (1) 国人など	■	
[109]	国富兵庫助	1	7.3.119	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[110]	西芳寺	1	7.0.324	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[111]	杉本藏人	1	6.5.349	E. 国人など (1) 国人など	■	
[112]	千福殿様	1	6.4.202	D. 守護関係者 (1) 守護近親	○	
[113]	宝林寺	2	6.2.270	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市小松。
[114]	伊藤新九郎	2	6.2.226	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[115]	北野宮領	1	6.1.036	B. 寺社本所 (2) 神社	○	
[116]	渡辺源左衛門	1	6.0.352	E. 国人など (1) 国人など	■	
[117]	慈徳院殿	1	6.0.090	D. 守護関係者 (1) 守護近親	○	
[118]	三上孫次郎	1	6.0.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[119]	建仁寺	1	5.6.000	B. 寺社本所 (4) 禪宗寺院	○	
[120]	九世戸(智恩寺)	4	5.4.036	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市文珠。
[121]	土方次郎左衛門	1	5.3.000	E. 国人など (1) 国人など	■	

[122]	青七郎三郎	1	5.1.180	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[123]	梶弥次郎	2	5.0.333	E. 国人など (1) 国人など	■	
[124]	禪居寺	4	5.0.185	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	京丹後市旧大宮町か(廃寺)。
[125]	兵部少輔殿様 (一色義遠)	1	5.0.000	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	○	
[126]	速成就院 (白毫寺)	1	5.0.000	B. 寺社本所 (5) 律宗寺院	○	
[127]	羽太兵庫助	1	4.9.126	D. 守護関係者 (2) 守護被官	○	
[128]	慈光寺	3	4.9.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市江尻 (本来は中野にあったとされる)。
[129]	氏家越前守	1	4.8.180	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[130]	正福寺	1	4.6.324	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	
[131]	法万院	1	4.5.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	
[132]	久松孫太郎	2	4.3.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[133]	松田刑部左衛門	2	4.1.304	E. 国人など (1) 国人など	■	
[134]	三上小五郎	1	3.9.333	E. 国人など (1) 国人など	■	
[135]	藤森社領	1	3.8.252	B. 寺社本所 (2) 神社	○	
[136]	円頓寺	2	3.7.180	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	京丹後市 (旧久美浜町) 円頓寺。
[137]	善法寺	1	3.7.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	与謝野町 (旧野田川町) 石川 (廃寺)。
[138]	安良八郎	1	3.6.270	E. 国人など (1) 国人など	■	
[139]	鉢立道場 (大乘寺)	1	3.5.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市中野。
[140]	三方弥四郎	1	3.4.107	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[141]	金剛心寺 (院)	2	3.1.092	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市日置。
[142]	岸九郎左衛門	1	3.1.045	E. 国人など (1) 国人など	■	
[143]	雄坂寺	1	3.0.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	京丹後市 (旧網野町) 尾坂。
[144]	慈雲寺	1	3.0.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	与謝野町 (旧加悦町) 香河。
[145]	後藤七郎兵衛	2	2.9.018	E. 国人など (1) 国人など	■	
[146]	成相寺惣持院	1	2.7.320	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市成相寺。
[147]	光岡保本主	1	2.7.018	E. 国人など (1) 国人など	■	
[148]	悲田院	1	2.5.198	B. 寺社本所 (5) 律宗寺院	○	
[149]	竹野社神領	2	2.6.024	F. 国内寺社 (1) 神社	■	京丹後市 (旧丹後町) 宮。
[150]	下宮四郎左衛門	1	2.5.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[151]	正観院殿	2	2.4.180	D. 守護関係者 (1) 守護近親	○	
[152]	矢野藤左衛門	1	2.3.004	E. 国人など (1) 国人など	■	
[153]	保田中務・永田又四郎	1	2.1.031	E. 国人など (1) 国人など	■	
[154]	庁次	1	2.0.180	E. 国人など (2) 諸給分	■	
[155]	平井加賀	1	1.9.060	E. 国人など (1) 国人など	■	
[156]	家城又三郎	1	1.8.270	E. 国人など (1) 国人など	■	
[157]	青七郎左衛門	1	1.8.216	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[158]	楠田肥前	2	1.8.198	E. 国人など (1) 国人など	■	
[159]	正観院御乳人	1	1.8.000	D. 守護関係者 (1) 守護近親	○	
[160]	□□保本主	1	1.6.090	E. 国人など (1) 国人など	■	

[161]	大雲寺	1	1.6.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	京丹後市(旧久美浜町)須田。
[162]	洪川殿(義鏡)	1	1.5.000	C. 將軍直臣など (2) 御供衆・五番衆など	△	
[163]	近沢	1	1.4.136	E. 国人など (1) 国人など	■	
[164]	且(且)経寺	1	1.3.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	
[165]	岩間三郎	1	1.2.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[166]	勝楽寺	1	1.1.180	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	与謝野町(旧野田川町)石川(廃寺)。
[167]	慈観寺	1	1.0.036	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	与謝野町(旧野田川町)石川(廃寺)。
[168]	大俣分	1	1.0.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[169]	(丹後国)安国寺	1	1.0.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市小松。
[170]	(丹波郡)郡使給	1	1.0.000	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[171]	印鑑社	1	1.0.000	F. 国内寺社 (1) 神社	■	宮津市中野。
[172]	鍛冶給	1	1.0.000	E. 国人など (2) 諸給分	■	
[173]	西善寺	1	1.0.000	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	与謝野町(旧野田川町)石川。
[174]	天満宮	1	9.240	F. 国内寺社 (1) 神社	■	
[175]	性徳院	1	9.216	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	
[176]	伊佐次郎	1	8.180	E. 国人など (1) 国人など	■	
[177]	大谷左京亮	1	6.144	E. 国人など (1) 国人など	■	
[178]	興勝寺	1	6.060	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	京丹後市(旧大宮町)森本。
[179]	大祥寺	1	5.180	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	
[180]	禪高庵	1	5.019	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	
[181]	日置郷本主	1	5.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[182]	□生領	1	5.000	F. 国内寺社 (1) 神社	■	
[183]	小寺兵庫	1	4.148	E. 国人など (1) 国人など	■	
[184]	天神堂	1	4.084	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	宮津市小松。
[185]	物部郷神田	1	4.078	F. 国内寺社 (1) 神社	■	
[186]	脇田八郎	1	4.000	E. 国人など (1) 国人など	■	
[187]	(与謝郡)郡使給	1	4.000	D. 守護関係者 (2) 守護被官	△	
[188]	金阿	1	3.000	C. 將軍直臣など (4) 同朋衆	○	
[189]	清目給	1	2.000	E. 国人など (2) 諸給分	■	
[190]	中行事	1	2.216	E. 国人など (1) 国人など	■	
[191]	仏成寺	1	1.180	F. 国内寺社 (2) 寺院	■	

【表4】室町期丹後国における領主の階層性

	B. 寺社 本所	C. 将軍 直臣など	D. 守護 関係	E. 国人 など	F. 国内 寺社	G. 遠国 国人	合計
200町以上	1	1	0	0	0	0	2
100～200町	3	2	1	0	0	0	6
50～100町	5	1	3	0	2	0	11
20～50町	9	9	6	3	2	1	30
10～20町	9	7	8	15	3	0	42
5～10町	5	5	5	12	5	0	32
2～5町	2	0	4	11	11	0	28
1町以上	0	1	3	8	7	0	19
1町未満	0	1	1	7	9	0	18
合計	34	26	31	57	39	1	188

・「A. 御料所」（「公方御料所」「御厩御料所」「御料所」）を除く188件を集計した。

いことが推測されよう。そこで、そのB～Gの区分について、公田数の多寡を整理してみたのが【表4】である。

まず、100町を超える領主は、「B. 寺社本所」「C. 将軍直臣など」「D. 守護関係者」しか存在せず、基本的に在京領主となっている。ここに50～100町の領主を加えても、丹後国内の勢力（「E. 国人など」「F. 国内寺社」）は2件のみしか存在しないが、この2件とは、一宮である[15]籠神社（60町余）と、国内最有力寺院の[16]成相寺（55町余）で、いずれも丹後国を代表するような有力寺社である。大規模な公田を有する国内勢力が非常に限定されていることがよくわかれる。

20～50町の層をみても、まだ「B. 寺社本所」「C. 将軍直臣など」「D. 守護関係者」の項目が数のうえで圧倒しているが、それ以下になるとこれが変わってくる。10～20町では、「B. 寺社本所」が9件、「C. 将軍直臣など」が7件、「D. 守護関係者」が8件であるのに対して、「E. 国人など」が15件で、「F. 国内寺社」が3件。5～10町では、「B. 寺社本所」が5件、「C. 将軍直臣など」が5件、「D. 守護関係者」が5件であるの

対して、国人などが12件、国内寺社が5件となり、両者はほぼ拮抗する。

そしてこれがさらに5町未満になると完全に逆転する。5町未満の項目をすべて合計しても、「B. 寺社本所」は2件、「C. 将軍直臣など」は2件に留まる。守護関係者はまだ8件ほど含まれているが、それに対して国人などは26件、国内寺社は27件となっており、これら国内勢力のほうが圧倒的に多数となるのである。

以上のような領主の階層性という問題は、単純に【表3】の○印と■印を比較するだけでもある程度把握できるところである。本稿では、この問題について、前稿1(2)で触れた荘郷の階層性という問題との関わりにも言及しつつ、いくつかの角度から踏み込んで検討していきたい。

2 公田数100町以上の大勢力

まず公田数の大きい100町以上の領主に注目し、次のような点を検討する。公田数が大きくなる要因としては、(ア)大規模な所領を有するケース、(イ)多数の所領を有するケースの両者が考えられるが、当該期の丹後国では、どちらのケースが一般的なのだろうか。

「丹後国惣田数帳」にみえる100町以上の領主のうち、[1]「御料所」を除いた8件は、[2]細川讃州(成之)、[3]「八幡領」(石清水八幡宮領)、[4]延永左京亮(直信)、[5]結城越後(持藤)、[6]「実相院殿」(増詮)、[7]三上江州(近江入道周通)、[8]等持院、[9]常在光寺である。このうち、[2]細川成之は阿波・三河守護の在京大名、[5]結城持藤と[7]三上周通はいわゆる番衆(五番衆、小番衆、奉公衆)である⁶⁾。[2]細川成之の知行する2田辺郷199町余、[5]結城持藤の知行する95丹波郷180町余はそれぞれ公田数100町を超える郷で、[7]三上周通の知行する3大内荘97町余もほぼそれらに準じた大規模な荘園とみなしてよいだろ

う。この三氏は、こうした大規模な所領を与えられている⁷⁾ことによつて、公田数が大きくなっている（ア）型である。

寺社本所では、[3] 石清水八幡宮領 220 町余のほか、[6]「実相院殿」・[8] 等持院・[9] 常在光寺がみえている。このうち [6]「実相院殿」は、先述のとおり増詮という足利将軍家出身の僧侶で、35 加悦荘 163 町余は父足利満詮から相伝した元御料所⁸⁾。[8] 等持院・[9] 常在光寺が足利氏ゆかりの寺院であることも前稿で述べたが、等持院は 49 宮津荘 155 町余のうち 107 町余、常在光寺は丹後国最大の荘園 37 大石荘 213 町余の半分 106 町余を寄進され、それぞれ 100 町を超える領主となっている。とくに足利将軍家との関係が濃厚な寺院が目立っていることがわかるが、これらも足利将軍家から大規模な所領を与えられているために公田数が大きくなっている（ア）型といえるだろう。

一方、寺社本所のなかで特殊なのが 220 町にも及ぶ [3]「八幡領」、すなわち石清水八幡宮領で、丹後国内の 15 ヶ所に散在する（イ）型である。このうち、53 平荘 22 町余・138 黒部保 54 町余（板浪別宮）⁹⁾・佐野別宮（161 近末保 10 町余¹⁰⁾）などは鎌倉時代までにすでに確認できる所領で本家・領家としての権益と思われるが、佐野別宮地頭職（160 佐野一色 13 町余、建武 5 年（1338）寄進）、田村荘三分方（171 田村荘の「八幡領」15 町余に相当すると思われる。応安元年（1368）寄進¹¹⁾）、102 成久保 11 町余・103 末成保 11 町余・101 益富保半分 12 町余（明德 2 年（1391）寄進¹²⁾）などは足利将軍家歴代によって新規に寄進された所領であり、地頭職などといった在地領主的な権益を寄進されたものと思われる。このように石清水八幡宮は旧来の所領を維持しながらも、さらに新たに多くの所領寄進を受けて、丹後国内に 220 町に及ぶまでに至っていたのである。

最後に取り上げたいのが、守護被官で唯一 100 町を超えた守護代の [4] 延永左京亮（直信）である。彼も、大規模な所領である 1 倉橋郷 167 町余

の領家方 108 町余を領しており、その点で先の細川・結城・三上氏や実相院・等持院・常在光院などと同じく（ア）型の特徴を有しているといえる。しかし、その一方でそれ以外に小規模なものも含めて 7ヶ所の所領を獲得しており、それらを合計することで [1] 御料所・[2] 細川成之・[3] 石清水八幡宮に次ぐ第 4 位となっている。守護被官として、13ヶ所 52 町余を知行している [19] 成吉三郎左衛門尉、10ヶ所 52 町余を知行している [20] 成吉越中の例があり、このように多数の小規模な所領を有しているのは守護被官としての属性から考えるべきものと思われる。ただ、そのような守護被官のなかで直信が 1 倉橋郷のうち 108 町余を有し、彼の所領の公田数が合計で 199 町余にまで及んでいるのは、彼が一色家内部の有力者で、丹後国守護代であったからだろう。以上より延永直信は、一ヶ所の大きな所領を有する（ア）型、多数の所領を有する（イ）型の双方の性格を合わせ持った存在と評価される。

このように丹後の領主のトップ層をみていくと、所領を何ヶ所も有した結果公田数が大きくなっている（イ）型よりも、一ヶ所の大規模な所領を有した結果田数が大きくなっている（ア）型のほうが一般的であることがわかる。先に「丹後国全体の公田数の 7.5～8 割が京都の領主に掌握されている」状況を見たが、そうした状況は、このような大規模な荘郷が京都周辺に所在する一部の領主に掌握されていることの結果として生じていたといえる。

さらにもう一点、注意しておきたいことがある。それは、このような層に属する領主の大半が、基本的に將軍・室町殿からの宛行・寄進を受けて、大規模な所領を獲得していたと考えられることである。一般にこの時期、守護の闕所地処分権の拡大が強調されることが多い¹³⁾が、室町殿による闕所地処分が完全に消滅したわけではない¹⁴⁾。もちろん、將軍・室町殿から宛行・寄進された所領すべてが安定的に維持されたわけではなかった

だろう¹⁵⁾が、このことは室町期という時代を評価するうえで非常に重要と考えるため、とくに強調しておきたい。

3 領家と半済

領主の階層性という問題と、荘郷の階層性という問題と関わらせて確認していく際に注意が必要となるのが、前稿1(3)でも触れた、荘園・郷の分割知行の問題である。とりわけ、領家・地頭による分割と半済の問題、そして「領家(本所)が所領支配を維持できていたのかどうか」という従来注目を集めてきた論点は、本稿の視角からしても不可欠な論点といえる。

【表5】は前稿で言及したものを含む100町以上の大規模荘郷10ヶ所につき、その分割知行の状況を示したものだが、これをみると、こうした荘郷では、旧来の領家が残存しているケースがかなり少ないことに気づかされる。これらのなかで領家と考えられるのは1倉橋郷の領家108町1段75歩と、155川上本荘の領家26町9段320歩のみだが、なぜこうした大規模な所領では領家の残存がほとんど記されないのだろうか。

【史料1】「等持院常住記録」¹⁶⁾

丹後国宮津・栗田両庄領家職事，致当院知行，於年貢者，可被執進長講堂之状如件，

明德四年七月卅日

(足利義満)
鹿苑院殿御判

等持院長老

【史料2】『宮津市史』中世別掲57号(「実相院文書」)

丹後国賀悦庄領家職事，地頭進止之証文分明之上者，早任相統之旨，可被全領知之状如件，

康正元

九月八日

(足利義政)
御判

【表 5】丹後国の大規模所領

No	荘郷名	公田数 (町段歩)		領主構成
37	大石荘	213.6.153	106.8.074 106.8.074	御料所 常在光寺 (院)
20	志楽荘	200.9.180	94.3.346 7.1.300 42.0.050 5.4.290 22.2.238 22.2.238 5.0.150	春日村 西大寺 春日村公文 伊賀次郎左衛門 朝来村 (醍醐寺) 三宝院 (義賢) 朝来村公文 伊賀次郎左衛門 河部村 (山城国) 安国寺 河辺村半済 延永左京亮 (直信) 河辺村公文 大方殿様 ほか
2	田辺郷	199.5.002	—	細川讃州 (成之)
1	倉橋郷	167.7.000	108.1.075 31.6.102 27.9.083	領家 延永左京亮 (直信) 地頭 小野寺 与保呂村 小倉筑後守
95	丹波郷	180.7.308	—	結城越後 (持藤)
35	加悦荘	163.8.248	—	実相院 (増詮)
49	宮津荘	155.0.312	107.9.180 12.2.295 15.9.315 7.5.289 5.7.006 2.5.074	等持院 栗田村 御料所 檀林寺 檀林寺領公文 公文半済 延永左京亮 (直信) 漆原名 延永左京亮 (直信)
39	石河荘	134.5.330	62.4.144 15.3.018	御料所 国分寺 ほか、寺社免田あり
171	田村荘	123.1.002	15.3.116 3.5.000 9.2.063 9.1.216 13.7.175 15.3.315 8.3.040 10.8.025	八幡領 井上主計 (一色) 式部少輔殿 上野殿 三上江州 (周通) 伊賀備中守 駒沢備後守 深郷修理亮
155	川上本庄	107.9.190	50.2.284 26.9.320 26.9.320	地頭 延永左京亮 (直信) 領家 長福寺 半済 伊勢肥前守 ほか

※「無現地」など、省略した部分もあり。

実相院殿

【史料1】は、前稿2(3)でも言及した49宮津荘・栗田村の領家職に関する義満の御判御教書だが、これによると、このとき地頭の等持院にこの両荘の領家職の知行が認められ、本家長講堂へ年貢を送進することが定められている。一方、【史料2】は35加悦荘の領家職に関する足利義政の御判御教書で、これによれば、当荘の領家職が地頭[6]実相院増詮の進止であることが改めて確認されている。

同様のことは、延文3年(1358)に地頭職を寄進されたのち、貞治元年(1362)に知行国主洞院実夏から「国衙方」の寄進を受けた天龍寺雲居庵領の9余戸里(長禄年間には[14]鹿王院領となっている。60町余)などでも確認できる¹⁷⁾。

このように領家職(または領家職に相当する所職。以下略)を寄進されたり、領家職について幕府から知行(地頭進止)を認められたりすることは少なくなかったと思われ、そうした荘郷では、たとえ本来下地中分がおこなわれていたとしても、領家方の記載が失われてしまうのである¹⁸⁾。もちろん、前稿1(3)でも触れたように、領家や本家への年貢送進が完全になくなってしまったとは限らないが、ともかくも領家が下地支配を維持することは簡単でなかったといわねばなるまい。

一方、当然ながら、単純に領家職が押領されたまま回復できない、というケースも存在する。大規模所領の領家職の事例ではないが、参考になるのが2田辺郷の内部にあった11安重保に関する「至徳二年記」の記事である¹⁹⁾。この保は世尊寺行俊の所領だったが、内乱期に押領されたのち、行俊自身の力では回復できず、不知行状態のままその権利は春日社に寄進された。寄進を受けた春日社は、この不知行所領を回復するために社司大中臣師盛を上洛させ、足利義満周辺に働きかけをおこなうこととなったが、その際の様子を師盛の日記「至徳二年記」に残されているのである。

次に挙げるのは、幕府奉行人の松田貞秀の師盛に対する発言である。

【史料3】「至徳二年記」（『続群書類従 第二輯上』至徳2年7月6日条）

□所ハ山名^(時義)与州被申給候之間、云御教書、云御使、何度雖被申付候、更不可有遵行之実之上者、就此事在京シテ申沙汰之段、無用上者、忿有下向、別ノ在所ヲ尋出テ、被歎申之条可然ト覚候云々、

松田の発言を訳するならば、「田辺郷を山名時義が拝領している以上は、御教書を出し、使者を派遣して何度命じても、まったく遵行されることはないので、この件について在京して申し沙汰しても、意味はない。早く春日社に戻り、別の所領を探し出して訴え出るのがよいと思う」といったところだろう。結局大中臣師盛は、少額の年貢送進契約を結ぶことすら叶わず、この所領の回復を諦めざるをえなかったようである。この時期の山名時義は義満との関係が悪化して在国していたと思われる²⁰⁾ため、この事例はある意味極端な事例と評価しておくべきかもしれない。とはいえ、それでも有力な人物の所領内において、権益の維持・回復が困難だった点をこの事例から読みとること自体は可能だろう。

以上より、100町を超える大規模な所領を獲得・維持できるような有力者の領内だからこそ、領家が権益を確保すること自体が難しかったこと、年貢を確保できるだけでもまだましな状況だったことなどがわかるはずである。

「丹後国惣田数帳」のなかで、領家の存在が確認できるのは、以下の通りである。

- ①1 倉橋郷（167町余。領家は〔4〕延永左京亮108町余。後述）
- ②53 平荘（22町余。全体が領家〔3〕八幡領）
- ③96 時武保（11町余。〔115〕北野社分の6町余は知行国主洞院家から寄進されたもの²¹⁾なので、荘園における領家にあたる）

- ④ 114 周枳郷 (64 町余。領家は [104] 隨心院 7 町余)
- ⑤ 116 吉原荘 (78 町余。領家は [26] 住心院 39 町余)
- ⑥ 138 黒部保 (54 町余。全体が領家 [3] 八幡領)
- ⑦ 139 宇川保 (43 町余。[51] 「領家」は 21 町余)
- ⑧ 143 網野郷 (82 町余。ただし、領家は不知行分のみ²²⁾)
- ⑨ 148 木津荘 (52 町余。全体が領家 [20] 賀茂社領)
- ⑩ 150 嶋荘 (28 町余。領家は [17] 三条殿 14 町余)
- ⑪ 151 船木荘 (82 町余。領家は [79] 「本所分」(大覚寺教王常住院) 12 町余)
- ⑫ 155 川上本荘 (107 町余。領家は [40] 長福寺 26 町余)
- ⑬ 172 御品田 (46 町余。[23] 氏家遠江 11 町余が「本所分」)²³⁾。

なかには、②⑥⑨のように領家が一円的に全体を知行しているケースがあり、これらは地頭が停止されたり、地頭職が寄進されたりした事例と思われる²⁴⁾。ただ、領家・地頭の双方の分が存在している場合、公田数の比はよくて⑤⑦⑩のように半々程度で、そこから半済分が割き取られてしまった⑬のように、さらに減少しているケースもある。領家が荘保を一円支配している②⑥⑨は、いわゆる「三社領」(八幡・賀茂)であり、幕府からの信仰の厚さを背景にした特殊なケースとみなすべきである。

また、①⑬は守護被官が領家方を知行している事例だが、このうち①がやや特殊である。

【史料 4】「丹後国田数帳」1 倉橋郷²⁵⁾

一	□□郷	百六拾七町七段内	
	(百八町)		
	□□	一段七十五歩	領家 延永左京亮
	廿七町九段八十三歩		与保呂 小倉筑後守
	卅一町六段百二歩		地頭 小野寺

この 1 倉橋郷は、領家方と地頭方の双方の記載がみられる (なお、与保

呂村は地頭方のなかの別相伝の土地と考えられる)にもかかわらず、地頭よりも領家の公田数のほうが圧倒的に大きい。先述のような他事例と比較すると、郷内における地頭の存在感の小ささは、やはり特記すべきであろう²⁶⁾。ここでまず注意しておきたいのが、他地域の事例では、鎌倉時代に領家・地頭間での中分の際に領家三分二、地頭三分一としたケースもみられ、鎌倉時代に限っていえばこのような比率で荘郷が分割されていてもおかしくはないことである。与保呂村の〔28〕小倉筑後守範徳 27 町余の權益も地頭職であり²⁷⁾、地頭〔33〕「小野寺」(出羽小野寺氏)の 31 町余とこれを合算すると 59 町余になって倉橋郷 167 町の三分の一強の数字となるが、たしかに鎌倉時代において、このような比率で下地中分がおこなわれていた可能性はある。ただ、一般的な領家だと、南北朝内乱を通じてその比率をそのまま維持できないケースも多い。そのことを考慮すると、この事例についてはもう少し特殊な事情を想定しておいたほうがよいかもしれない。ここで想起されるのが、鎌倉時代、幕府が領家となった関東御領では、関東御家人や関東祇候廷臣などが領家の預所として現地に臨み、地頭を圧迫していたことが指摘されている点である²⁸⁾。この倉橋郷も、本来そのような関東御領であったかもしれない。

ともあれ、このように①を特殊事例と理解したうえで、それ以外の②～⑬をみても、〔丹後国惣田数帳〕で領家分を確認できるのが、おおよそ 20～50 町、50～100 町あたりの層に集中していることに気づかされる。先述した 100 町以上の層だけでなく、20 町未満の層においてもほとんど確認できないのである。その背景としては、20 町未満の所領にそもそも荘園が少なく、主に郷・保・寺社免田を中心としていた点、多くの郷・保において(荘園でいうところの)領家に相当する地位にあった丹後国衙が下地を確保できていなかった(よくて上分年貢を確保するのみであったと思われる)点などを挙げねばなるまい。

以上のように、20～100町あたりの層で領家支配を維持できる可能性が相対的に高いことを押さえたうえで、ここでは次の点も確認しておきたい。この20～100町の荘・郷・保において、領家の立場が残存するのとはしないのでは、どちらが一般的なのだろうか。

前稿の【表5】(本稿には引用していない)にも示したとおり、50～100町の荘・郷・保は合計13ヶ所確認できるが、このうち「丹後国惣田数帳」で領家分の公田が明示されているのは④⑤⑥(⑧)⑨⑩で、割合でいえば半分弱にしかならない。また、20～50町の荘・郷・保は合計40ヶ所あるが、そのうち同様のものは②⑦⑩⑫⑭の5ヶ所に過ぎない。もちろん、これらのなかには、先に触れた②⑥の八幡領平荘・黒部保や⑨の賀茂領木津荘のように、地頭を排除して全体を領家が維持しているケースが存在する。また、これら以外でも、明示されていない領家の事例が存在する可能性は皆無ではない。しかし、そのような事例を念頭に置いたとしても、全体の比率を大幅に変えるものとはならないだろう。このように「丹後国惣田数帳」において領家分の公田が確認できる諸例は、あくまで一部に過ぎず、下地支配を維持しようとする領家側の努力が、結果的に実を結んだケースに限られると考えておくべきである。その点を考えるうえで注目しておきたいのが、「丹後国惣田数帳」には[17]「三条殿」=三条実雅の一例以外に、基本的に公家廷臣がみえないという点である²⁹⁾。たとえば16岡田荘は、戦国期に甘露寺元長の所領としてみえ³⁰⁾、それ以前から甘露寺家の所領だった可能性がある³¹⁾が、少なくともこの「丹後国惣田数帳」には領家分の公田が記されていない。南北朝期の幕府法のなかで公家領よりも寺社領のほうが優遇されていたことは従来から知られており³²⁾、実際の幕府の対応全体をみてみても、寺社領が相対的に優遇されていたことは間違いないが、その結果、公家領は寺社領よりも下地支配を維持しにくかったものと推測される。

一般的に寺社本所領といえば、旧来の荘園領主としての権限（本家職・領家職）が内乱後に残存していたかどうかという点に注目が集まりがちだったが、公田数の比率について考えていく際には、寺社本所に寄進された地頭職のほうが影響が大きいのである。

4 荘郷の分割支配

こうした領家分・半済についての諸点を踏まえうえて、本節では荘郷の分割支配がどの層に多いのかという点について検討する。

まず、丹後国において大規模所領といえる 100 町以上の荘郷をみておく。先述のように、この層の荘郷については足利將軍家近親の [1] 御料所のほか、有力大名や足利氏に近い寺院などに配分されており、地頭職を有するのがそうした有力者だったからこそ、領家方が下地支配を維持・回復するためのハードルがきわめて高く、領家方の公田が残っているケースは少なかった。ただ、一地頭が荘郷の全体をまったく一元的に掌握している事例は意外にも 10 件中 3 件のみで、【表 6】に示したように、残りの 7 件（70%）は何らかのかたちで分割がみられる。

たとえば、地頭方が荘郷内に形成されたブロックごとに分割されているケースがある。20 志楽荘は春日村・朝来村・河辺村に分割され、そのうえで各村の公文も別に記載されている。49 宮津荘では栗田村が分立しており、171 田村荘は八分割されているが、こうしたケースは、それぞれ鎌倉末～南北朝期までに形成された荘郷分割の状況を前提にしていると考えられる³³⁾。また、39 石河荘では松富名を有する [30] 国分寺（金光明寺）の分が「惣庄」分³⁴⁾（御料所の分）とは別に記されているほか、1～3 町前後の寺院免田が多数列記されている。

しかし、そのように分割されていたとしても、20 志楽荘における [10]

【表6】「丹後国惣田数帳」にみえる荘郷分割知行

荘郷の公田数	分割数						合計
	1	2	3	4	5	6以上	
200町以上	0	1	0	0	0	1	2
100～200町	3	0	1	0	1	3	8
50～100町	7	4	1	0	2	0	14
20～50町	12	9	10	2	4	3	40
10～20町	25	5	7	1	0	1	39
5～10町	13	5	1	1	1	1	22
2～5町	13	3	0	0	1	0	17
1～2町	11	2	0	0	0	0	13
1町未満	5	1	0	0	0	0	6
合計	89	30	20	4	9	9	161

・それぞれの荘郷がいくつに分割されているのかについて、公田数の層ごとに件数を整理したもの。なお、【表1】の合計と異なるのは、室町期段階で「無現地」などとされている荘郷を含めていないためである。

西大寺、49宮津荘における〔8〕等持院、1倉橋荘の〔4〕延永直信などのように、荘郷内の公田数の大半を一勢力が占めているというケースも多い。37大石荘が半分分割されているのは、美作国小吉野荘でみられるような御料所分割の類例³⁵⁾とみてよいだろうが、この37大石荘は元から200町を超えるとくに大規模な荘園であったために、半分分割されてもまだ公田数100町以上の規模を保っている。以上のような事例もあり、結局はこうした「大荘」を知行する勢力の存在感が大きくなっているのである。

次いで、この下の50～100町、20～50町の層についてみると、先に示した9余戸里60町余（雲居庵、「丹後国惣田数帳」の長祿段階では鹿王院）のほか、8河守郷65町余（〔11〕大和弥九郎（成親³⁶⁾）・127吉里保29町余（〔2〕細川成之）・140芋野郷28町余（〔27〕飯尾大和守（元連））・157海土郷44町余（〔12〕佐野四郎）などが地頭方の一支配と思

われる。また、先に触れた [3] 八幡領の 53 平荘 22 町余・138 黒部保 54 町余や [20] 賀茂領の 148 木津荘 52 町余のように、領家方がとくに保護されて地頭を排除しているケースも確認できる。

しかし、この層に関してより顕著なのは、分割知行された所領の多さである。50～100 町では 14 ケ所のうち 7 ケ所 (50%)、20～50 町に至っては 40 ケ所のうち 28 ケ所 (70%) の荘郷に分割がみられる。先述のように領家が残存するケースがある程度みられる一方で、50 伊祢荘 28 町余が [133] 松田刑部左衛門の分³⁷⁾ (のちにこの部分は「延永方」と呼ばれている) と小嶋方・東方に分割されているように、地頭職が地域分割されているケースももちろんある。また、寺社の場合は個別的に寄進された田畠が免田畠として認定されたものも多いと想定される。この 20～50 町、50～100 町の層に分割された所領が多いからこそ、全体的にみれば先述したような大規模所領の知行者たちが数字のうえで突出することになるのである³⁸⁾。

そしてそれら以下になると、また別の傾向がみられる。所領の分割がみられるのは、10～20 町で 39 ケ所中 14 ケ所 (35.9%)、5～10 町で 22 ケ所中 9 ケ所 (40.9%)、2～5 町で 17 ケ所中 4 ケ所 (23.5%)、1～2 町で 13 ケ所中 2 ケ所 (15.4%)、1 町未満で 6 ケ所中 1 ケ所 (16.7%) となっており、その数が大きく減少しているのである。そもそも所領が狭小なため、わざわざ分割しないケースが多くなっているとみてよいだろう。

こうした中小規模の所領やその分割所職については、守護から宛行・預置されたり、安堵されたりしたものがそれなりの割合を占めていたと思われる。

【史料 5】『宮津市史』中世別掲 89 号 (「長福寺文書」)

梅津長福寺領丹後国熊野郡河上本庄領家職半濟内五分壺事、所返付申
寺家也、此上者、永代御知行不可有相違之状如件、

応永三年五月八日 (一色満範)
右馬頭 (花押)

長福寺長老

【史料5】は丹後守護一色満範から領家〔40〕長福寺への寄進状だが、これにより、155河上本荘の領家職に半済が設定されており、それが五分割されていたことがわかる。この史料自体はその「五分一」分を領家長福寺に返付するという内容だが、他国の類例³⁹⁾を考慮しても、そもそもこの半済分が五分割され、それぞれ給人が付されていたとみなしてよい。

先に、大規模な荘郷については室町殿が寄進・宛行をおこなっていたことを示し、守護による闕所地処分権の拡大を一面的に強調するべきではないことを述べたが、逆にそれ以外の中小規模の荘・郷・保などにおいては、守護による闕所地処分が幅広くおこなわれていたと考えられる。もちろん、そのような中小規模の所領やその分割所職が闕所化を経て室町殿に直接仕える武士たちに配分されることもあり、完全にこのような二分法で説明できるわけではない⁴⁰⁾。しかし、それでも闕所地処分において、幕府と守護が重層的に棲み分けているという構図は十分に理解可能なところである。このような点は、室町期の体制を考えるうえでたいへん重要なことである。

5 国人

続いて、このようにして守護から国内の中小規模の荘郷やその分割諸職を与えられたり、預けられたりしていた勢力、すなわちいわゆる国人や守護被官について確認しておきたい。このような人々は、この時期の丹後国のなかでどういった存在だったのか。

前稿では「丹後国惣田数帳」において俗人の大半が武士であることを確認しつつ、そのうち京都に在住する「C. 將軍直臣など」や「D. 守護関

係者」を除いた人々を「E. 国人など」として処理したが、改めて前掲の【表3】のように整理してみると、その人々に次のような特徴があったことが明確である。

何よりもまず挙げておくべきなのは、全般に田数が少ないことである。「E. 国人など」のうち最大の公田を有するのが、28町余の〔37〕駒沢備後守である。次いで22町余の〔49〕山田拾介、21町余の〔50〕稲富保本主（稲富氏か）が続くが、そののち10町台になると急増し、18町余の〔57〕井上石見、18町の〔61〕井田河内守、15町余の〔65〕日置次郎左衛門、14町余の〔66〕杉若三郎左衛門、14町余の〔68〕斎藤弥次郎、13町余の〔73〕楠田勘解由、13町余の〔74〕榎波隼人、11町余の〔82〕後藤次郎左衛門、11町余の〔84〕楠田彦左衛門、11町余の〔85〕山口弥次郎、10町余の〔88〕深郷修理亮、10町余の〔89〕木本次郎左衛門、10町余の〔90〕伊佐将監、10町余の〔92〕浦明三郎左衛門、10町余の〔93〕刑部右京亮（家秀）といった人物が名を連ねている。

このような人々には、10数町程度の所領1ヶ所のみを知行する人物もいれば、数ヶ所の所領を散在的に知行する人物もいたが、いずれにせよ、規模が大きくてもせいぜい10数町～20数町程度に過ぎない。このことは、当該期の丹後国の特質として重要だろう。本稿で大規模所領とした荘郷を鎌倉～南北朝初期に有していた勢力として、95丹波郷の後藤氏⁴¹⁾や2田辺郷の島津氏⁴²⁾、御物料所として37大石荘を知行していた大江氏⁴³⁾などが挙げられるが、彼らはそのような大規模所領を維持し続けることはなく⁴⁴⁾、この頃には国人といえはこの10数町～20数町よりも下の層が基本となっていたのである。

「E. 国人など」の知行する公田数を足し合わせても公田数が10%程度にしかならないのはそのためである。一般的にはこの時代について、単独で、もしくは連合することで守護にも対抗可能な国人がいたという理解が

根強いところであり、たとえば川岡勉は安芸守護山名満氏が国人毛利福原氏に宛てて「国の事ハ一向面々合力憑入候」と書き送った⁴⁵⁾ことを踏まえつつ、「守護の分国支配の成否を規定したのは国人との関係である」と述べている⁴⁶⁾。しかし、少なくともこの丹後国では、国人の力と存在感をそれほど過大評価しないほうがよく、先にみてきた大規模所領を扼する有力領主との格差のほうが重要なのである。

なお、丹後国の地元生え抜きの国人として、唯一文書を現在に残しているのが日置氏である⁴⁷⁾。国府に近い与謝郡 29 日置郷を名字の地とし、在庁官人であったといわれるこの日置氏は、鎌倉時代には御家人となり、近辺と思われる友枝保・有富保を獲得していた。「丹後国惣田数帳」の時代には、本領 29 日置郷ではなく、30 友枝・有富保 15 町余の領主として存続していたようである（〔65〕日置次郎左衛門）。日置氏の文書は、地元日置にて百鳥姓を名乗る一族の講である百鳥講と、福知山市の田辺家、そして加賀前田家の文庫である尊経閣文庫などに分蔵されている⁴⁸⁾。これらを見ていくと、南北朝期の中頃には足利氏から直接軍事動員を受けることもあったが、室町期に入る頃にはそうしたこともなくなっているようである。

以前に筆者は、南北朝期を経て室町期に入る頃に、畿内近国の在地領主諸氏の幕府文書受給例が減少することを指摘した⁴⁹⁾が、この日置氏もそのような国人の典型例といえる。もちろん、丹後国にも竹藤氏（〔35〕竹藤右京進 29 町余）や片岡氏（〔72〕片岡与五郎 13 町余）のように京都で足利將軍家に直接奉公をおこなう立場を獲得した者もいたが、そうした勢力は全体のなかでは少数派であるとみられ、おそらくは丹後国の勢力たちの大半にとって、將軍・室町殿は遠い存在となっていたと思われる。この点が、先に言及した闕所地処分をめぐる幕府と守護の「棲み分け」の問題と密接に関わるものであることは、いうまでもないところである。

6 守護被官

国人たちが所領を維持したり、またより多くの所領を獲得したりするための手段はいくつか存在したはずだが、そのようななかで真っ先に思い浮かぶのが有力者への被官化である。ここで「有力者」という時、守護以外の有力者をも視野に入れておくべきなのはもちろんだが⁵⁰⁾、それでもやはり有力な手段だったと思われるのが、守護一色氏への被官化である。

熊野郡佐野谷（158 佐野郷・159 佐野荘など）に本拠を置いていたと思われる佐野氏では、157 海士郷 44 町余を含む 70 町余の領主〔12〕佐野四郎がみえ、一般的な国人よりも多くの公田を知行するかたちで生き残っているが、それは彼が守護被官だったことと関係しているとみて間違いない。39 石河荘の本来の領主であったと思われる石川氏は、「丹後国惣田数帳」自体には〔71〕石川中務が 89 米富保など 13 町余の領主としてみえるだけだが、戦国期に「石河殿」が「かやの御城」に拠点を置いていた⁵¹⁾ことを踏まえるならば、守護の管轄する「御料所」となった石河荘を拠点としつつ、近隣の 35 加悦荘や 37 大石荘も含めた「三ヶ荘」の地域に勢力を有していた可能性が高い。丹波郡 75 三重郷あたりの出身と目される成吉氏は、本来は石清水八幡宮に奉仕する神人で、商人的な側面を有していたと推測される異色の存在である⁵²⁾。そのほか、鎌倉時代に 50 伊祢荘などの地頭となっていた松田氏のうち、〔64〕松田三郎左衛門尉が一色被官になっていたことについては、前稿 2 (2) でも触れた。

また、143 網野郷のうち 10 町余を知行する〔93〕刑部右京亮家秀が、39 石河荘内のなかに權益を有していた⁵³⁾点なども興味深い。「御料所」を知行する一色氏のもとで何らかの權益を有していたということであれば、今回は「E. 国人など」に分類したが、彼も広義の守護被官である可能性

がある。前稿2(2)で触れた伊藤・国富両氏のような又被官は、国人のなかにもっと含まれているのかもしれない。

「丹後国惣田数帳」の時代にみえるこうした守護被官たちは、そののち戦国期へ連続していく家が多い。丹後国では「丹後国御檀家帳」という史料が知られており⁵⁴⁾、これによって戦国期丹後に割拠する諸氏の名が判明するが、与謝郡府中で一色氏当主を擁立する延永氏が守護代家で、与謝郡宮津の小倉氏、与謝郡加悦の石河氏、熊野郡久美浜の伊賀氏の三氏が「国の御奉行也」とされ、ほかに丹波郡三重郷の成吉氏や熊野郡の佐野氏などもみえている⁵⁵⁾。このことから、丹後国では守護被官が室町中期から戦国期にかけて順当・連続的に発展していったとみなすことも、たしかにある程度は可能といわねばならない⁵⁶⁾。

ただ、その一方で、そもそも室町期に一色氏被官のなかの盛衰がかなり激しかったという点には注意が必要である。一色詮範の代には小笠原氏が被官集団の中核にあったが、引き続き満範の代に三方氏(若狭・山城守護代)がそれに代わり、氏家氏(三河守護代)・遠藤氏(丹後守護代)などが三方氏に次ぐ位置を占めた。また義貫の代には延永氏が重用されて丹後・山城守護代などに任じられ、三方氏に代わって被官の筆頭となったが、義教の命で義貫が殺害されて教親が後継すると、丹後守護代は堅海氏を経て羽太氏に、伊勢守護代は石河氏の手へ渡り、延永氏は被官中核の座を失った。しかし、そののちさらに義貫の遺児義直が後継すると、延永氏は再び丹後守護代を獲得し、被官集団の中核に再び咲いている⁵⁷⁾。

「丹後国惣田数帳」をみると、守護関係者のなかで直前の守護代である羽太氏([80]羽太修理進親家)の所領はたかだか12町余⁵⁸⁾、以前の守護代である遠藤氏([91]遠藤将監)の所領も10町余程度に過ぎないのに対

【一色氏系図】
詮範
—
満範

持信
—
教親
—
義貫
—
義直
—
義遠

して、延永氏〔4〕延永左京亮直信〕の公田数は200町近くに及び、圧倒的に多いことが明らかだが、そのような状況はおそらく延永氏が守護代になってはじめて生じたものだろう。在京奉行や小守護代・使節などにまで視野を広げると⁵⁹⁾、これ以前に丹後国支配に関わっていたことが確認できるのに「丹後国惣田数帳」にはみえない氏族も多い。この間の守護関係者の盛衰が決して小さいものではなく、領主の変更も少なくなかったことが推測される。

また、一色氏のもとで丹後国の守護支配を担う被官たちが必ずしも丹後国内の出身とは限らない、という点も重要である。河村昭一は、小笠原・大河原両氏などを將軍直勤の御家人、伊賀氏を在京人の出身としており、一色氏との接点は京都で形成されたものであること、延永氏や壱岐氏にもその可能性があることなどを指摘している⁶⁰⁾。丹後国という視点からすると、彼らは新たな外来勢力であったということになる。

丹後国の守護被官たちは、守護から中小の所領を複数宛てがわれたり預け置かれたりしているケースもあり、たしかに一般的な国人に比べると相対的に優遇されている面があるといえる。しかし、以上のような非在地的・流動的な側面は決して軽視できないのであり、当該期の丹後国の状況を考えるにあたって、この点はとくに強調しておかねばならない。

おわりに

以上、前稿から引き続き、所領・領主の規模の格差・階層性、旧来の荘園領主の權益（本家職・領家職）と半済・兵糧料所化、將軍・守護の闕所地処分権、そして国人・守護被官の位置づけなど、さまざまな観点から室町期の丹後国の状況を照射してきた。

この丹後国の状況を理解するうえで最も重要なのは、公田数の7.5～8

割を在京領主が有していた点、そして国人は大きくても10数町～20数町程度を有するに過ぎず、全体を合算しても公田数は1割程度にしかならなかったという点である。そのため、こうした丹後国では国人たちだけで守護による分国支配を揺るがすような状況は想定しがたいものであった。また、守護被官たちについても、安定して成長の途にあったわけではなく、その所領支配には流動的な部分が大きかった。このような状況は、伊藤俊一が強調したように、「在地領主の発展」や「荘園制の崩壊」を基軸に据えてきたかつての室町期イメージとは大きく異なるものであると理解できる。

そのうえで最後に考えておきたいのが、こうした状況が周辺諸国にどの程度一般化可能なのかという点だが、そこで、本稿で言及してきた諸要素が生きてくることとなる。本稿で「丹後国惣田数帳」を分析してきた結果、公田数の7.5～8割を在京領主が有するような状況が立ち現れる前提となっていたのは、以下のような条件であった。

- (a) 国内屈指の大規模所領が、京都の有力者に配分されている。
- (b) (a) 以外にも、在京する直臣たちや京都周辺の寺社に対して、所領を配分（宛行・寄進）しているケースがそれなりにみられる。
- (c) 旧来の寺社本所（本家・領家）の支配が維持されている所領がある程度存在する。
- (d) 守護被官のうち、主要な人々が京都で活動している。

筆者として強調したいのは、このうち全体の比率を数字上最も大きく左右したのが、条件(a)だったことである。たとえば[2]細川成之の有する2田辺郷は199町余の所領、[5]結城持藤の有する95丹波郷は163町余であり、それぞれたった1郷で丹後国全体(4268町余)の4.7%、4.2%の数字に相当する。このような100町以上の荘郷は、【表3】でも示したとおり10ヶ所あるが、これらをすべて足し合わせると1647町余に至って

しまい、それだけで全体の38.6%、つまり4割弱を占めることになる。考えてみれば当然のことだが、さまざまな規模の所領が並存する荘園制社会において、このような大規模所領によって比率が大きく左右されることをよく実感できるだろう⁶¹⁾。

丹後国では、これに加えて条件(b)～(d)が複合的に作用することで、公田数全体の7.5～8割を京都周辺の領主が占めるような状況が形成されていたわけだが、これら(b)～(d)の要素は、全体に与える影響からするとあくまで副次的なものに過ぎない。あえて(b)～(d)のなかでいえば、本稿の3でも述べたように、領家職の残存(c)よりも地頭職の配分(b)のほうが重要である点は強調しておいたほうがよかろうが、それでもやはり決定的に大きいのは(a)なのである。

このような点が、本稿の冒頭に掲げたもう一つの問題、すなわち、丹後国の状況を周辺諸国にどの程度一般化できるのかを考える際にも有効である。すでに筆者は別稿「室町期越中国・備前国の荘郷と領主」⁶²⁾において、越中・備前両国に関する検討をおこなっており、この両国において大規模・高収入な所領(史料上「大荘」と表現される)が足利将軍家やその一族、足利氏に近い禅宗寺院、在京する大名たちなど、在京する有力者たちに知行されていた(ほか、備前の場合には禁裏料所も存在する)という、(a)と同様の状況を確認している。ここで注意しておきたいのは、丹後国が明德の乱前後の山名氏討伐や、永享12年(1440)の一色義貫殺害のように、幕府による守護関係者の討伐という過程を経ていたのに対して、この両国のうちとくに備前国では、そうした歴史過程を経ないにもかかわらず、同様の状況を確認できることである⁶³⁾。別稿「南北朝期における所領配分と中央政治」⁶⁴⁾で確認した在京大名の所領の推移を踏まえるに、おそらく室町期的なあり方が形成される1360～90年代頃に同様の政治的条件下にあった地域——観応の擾乱以後の戦乱状況を1360～70年代頃に

脱し、続く1380～90年代頃に守護が在国して戦時体制・現地支配を強化し続ける必要がなかった地域——では、中央の有力者による大規模所領支配が比較的維持されていたものとみてよいのだろう。そうした諸国では、(b)～(d)についてもある程度確認できる。これを踏まえるならば、公田数全体の7.5～8割とまではいかなくとも、たとえば6～7割くらいを在京領主が占めるような状況は、ある程度広くみられたものと考えられる。

一方、大規模な在国領主が存在し、条件(a)を欠くような地域(たとえば有力領主益田氏の在国する石見国など⁶⁵⁾)ではそのような状況にはなりえない。そのため、南北朝～室町期の政治状況を視野に入れつつ、そうした有力在国領主が存在するのかどうかを確認していくことで、丹後国とは異質な状況にあった地域を析出できるものと考えている⁶⁶⁾。

各地における地域的な研究蓄積が膨大になりつつある近年のこと、時代像を描いていく際には、従来以上に地域ごとの個性や地域間の差違という問題に直面せざるをえなくなっている。そうしたなか、各地の相互比較を経ながら、そのような個性や差違が地域ごとのどのような条件(の違い)によって生じているのかを論じていくことが、重要になっている。本来ならば、京都周辺の諸国のなかで、とりわけ丹後国に特徴的な点も論じておくべきであったかもしれない⁶⁷⁾が、もはや大幅に紙数を費やしてしまった。本稿はここで擱筆することとしたい。

注

- 1) 「丹後国惣田数帳」の翻刻はいくつかの史料集に掲載されている。そのうち新しいのが、『宮津市史 史料編第1巻』(1996年。以下、史料引用に際しては、たんに『宮津市史』と略称する)である。そのほか、本史料の詳細については拙稿「室町期丹後国荘郷・領主研究序説」(京都府立京都学・歴史館京都学推進課編『令和4年度 京都府域の文化資源に関する共同研究会報告書(丹後編)』, 2023年)に記した。なお、本文中にも明示しているとおり、以下の記述ではこの拙稿を前稿と呼称している。

- 2) 伊藤俊一「南北朝～室町時代の所領構成と所領支配」(『室町期荘園制の研究』塙書房, 2010年, 初出2003年)。以下, 伊藤の見解は本論文による。なお, 本論文を同書に収録した際に改稿されている部分があるが, 本稿ではとくに記さない限り, 同書に収録された2010年段階のものを伊藤の見解として取り扱っている。
- 3) 外岡慎一郎『丹後国惣田数帳』の世界(『宮津市史 通史編上巻』, 2002年), 河村昭一『南北朝・室町期一色氏の権力構造』(戎光祥出版, 2016年)。
- 4) 前稿では寺院が嵯峨や醍醐など京外にあることを念頭に置きつつ「京都周辺の領主」と表現していたが, 本稿では便宜的にそのような領主も含めて「京都の領主」と表現している。
- 5) 『宮津市史 通史編上巻』630頁。
- 6) 結城氏については, 今谷明『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局, 1986年), 設楽薫「足利義尚政権考」(『史学雑誌』98-2, 1989年), 山家浩樹「結城満藤について」(『日本歴史』606号, 1998年), 木下聡「室町幕府奉公衆結城氏の研究」(『戦国期政治史論集 西国編』岩田書院, 2017年)。三上氏については, 木下昌規「御隨身三上記」の基礎的研究」(『十六世紀史論叢』4号, 2015年)。また, 同じく番衆の大和氏については, 阪田雄一「室町幕府奉公衆大和氏の動向」(『史翰』14号, 1977年), 木下聡「大和晴完とその故実について」(『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会, 2012年)などを参照した。
- 7) たとえば, 丹波郷結城氏について概略を確認しておこう。丹波郷の結城氏では, 満藤(十郎, 勘解由左衛門尉, 越後守)・持藤(十郎, 勘解由左衛門尉)・政藤(下野守)・政広(政胤。十郎, 勘解由左衛門尉, 越後守)の歴代と尚隆(政広の弟)が知られており, 「丹後国惣田数帳」の結城越後は持藤にあたる可能性が高いと考えられている。初代満藤はもとは古山氏で康応元年(1389)までに義満の側近に仕え, 『明德記』によると, 山名満幸の挙兵を「丹後国ヨリ古山十郎満藤カ代官」が注進したのだという。一般に丹後国人といわれるが, 「古山」地名を全国的に検索すると, 結城にもほど近い下野国古山のみがヒットする。そこにルーツを有する関東御家人であった可能性を想定しておくべきかもしれない。

ほか, 明德3年(1392)2月には美作国長岡荘を与えられたこと, 応永元年(1394)以降断続的に山城守護に補任されたことなどが知られている。『明德記』の記載を信じるならば, それ以前に丹後国に知行を有していたことになるが, その段階で丹波郷のような大規模所領を持つ存在だったわけではないだろう。明德の乱に前後して拝領した可能性が高いように思われる。

- 8) 前稿では父満詮のこののみしか記していなかったが、『東京大学史料編纂所研究成果報告 2018-3 実相院文書』〔参考〕2号に挙げられる妙雲院善室讓状(「高橋義彦氏所蔵文書」)によれば、満詮からその室善室(増詮の母)を経て、増詮に譲られたようである。
- 9) 黒部保が板浪別宮と同一である点については、『石清水八幡宮社家文書』「善法寺家文書」136号。
- 10) 160 佐野一色=佐野別宮地頭職, 161 近末保=佐野別宮領家職である点は『石清水八幡宮社家文書』「善法寺家文書」55・62・71・74・75号など。
- 11) 『石清水八幡宮社家文書』「善法寺家文書」13・14号。「応安元年六月廿五日」の寄進状写が13号, 「任去月廿五日御寄進状」を受けて「応安元年六月五日」に出された施行状写が14号で、いずれかの月が誤っているものと思われる。
- 12) 『宮津市史』中世別掲 146号(「石清水文書」)。明德2年(1391)12月29日付で、明德の乱決戦前日の寄進である。
- 13) たとえば、笠松宏至「中世闕所地給与に関する一考察」(『日本中世法史論』東京大学出版会, 1979年)など。
- 14) この点については、以前にも拙稿「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』223号, 2010年)において、強調したことがある。
- 15) たとえば168 鹿野荘の地頭職は延文2年(1357)以前に三宝院賢俊に寄進されていた(『醍醐寺文書』3330号)が, 「丹後国田数帳」の時代には三宝院の知行としてみえず, 同荘30町余は〔25〕岩田肥前が三分二, 〔92〕浦明三郎左衛門が三分一を領している。
- 16) 「等持院常住記録」については、東京大学史料編纂所蔵の謄写本で確認した。
- 17) 『宮津市史』中世別掲 394~396号(「鹿王院文書」)。
- 18) 3大内荘では、少なくとも室町期には北野社が領家だった。『北野社家日記』延徳3年8月7日条・明応元年10月11日条などで、この時期北野社の真満院・密厳院間で相論がおこなわれていることを考えると、実際にある程度北野社領として機能していたとみてよいと思われる。「山名宮田殿重而寄進状明鏡之上」とあることから、山名宮田氏(氏清の子時清の子孫。木下聡『室町幕府の外様衆と奉公衆』(同成社, 2018年)99頁)の寄進によるものである。しかし、その存在は「丹後国惣田数帳」にはみえないため、これも地頭から得分の送進のみを受ける立場になっていたのではないかと推測される。
- 19) 『続群書類従 第二輯上』(『宮津市史』中世 389・390号)。なお, 「至徳二年記」については、東京大学史料編纂所データベース・国立公文書館デジタルアーカイブで写本の画像を確認できる。

- 20) 拙稿「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討(中)」(『文化学年報』67号, 2018年)。
- 21) 『北野社家日記7』『社家記録』長享元年(1487)11月所収の「当宮造営料所御寄附年預」のうち丹後国時武保が挙げられ、「応安四年二月十三日洞院家寄進」とされている。
- 22) 「丹後国惣田数帳」の143網野郷の項目だけをみると毘沙門堂が領家であるようにもみえるが、前稿でも触れた文明17年(1485)11月23日付足利義政御判御教書にみえる「丹後国細野地頭職」(『宮津市史』中世738号「三千院文書」)を網野郷のことと理解するのであれば毘沙門堂も地頭の一人となる。
- 23) 154川上郷38町余のうち、建仁寺が5町余とみえ、一見するとこれが領家のようにみえるが、「建仁寺旧記」にこの所職は「河上郷地頭職」とされているため、地頭職と判断しておく。
- 24) 鎌倉幕府によって停止・寄進されたものと、室町幕府によって停止・寄進されたものの両方の可能性がある。
- 25) 【史料4】に示した「丹後国惣田数帳」の1倉橋荘の部分については、領家の田数を表記した部分に欠失がある。しかし、荘園全体の田数とほかの項目の田数が判明しているので、領家の田数は108町1段75歩と確定できる。
- 26) なお、他地域の事例でいえば、大山喬平「地頭領家三分一考」(『日本社会の史的構造』思文閣出版, 1997年)で示されるように、領家が三分の二、地頭が三分の一という中分のあり方も存在した。そのため、このくらいの比率まではありうるものと考えている。
- 27) 『宮津市史』中世別掲430~456号(「朽木家文書」)にみえる、頼盛流平氏から佐々木朽木氏へ相伝された「倉橋庄内与保呂村地頭職」が、この小倉筑後守の所職の前提になっていると思われる。
- 28) 笈雅博「関東御領考」(『史学雑誌』93-4号, 1984年)。ただし、陸奥国好島荘の預所伊賀氏・地頭岩城氏のように、長期的にみれば地頭のほうが勢力を拡大していく地域もあった。
- 29) なお、この「三条殿」が領家となっている150嶋荘については、広橋家関係の史料に確認される。近衛家領で四条隆信や中山親雅が知行してきた丹後国稲富位田という所領があったが、それが足利義持によって広橋兼宣に与えられた際、その遵行文書のなかに「丹後国嶋荘〈号位田〉領家方一円事」とあり、この稲富位田=嶋荘であるとわかるのである(金井静香「広橋家領の構成と相続」『中世公家領の研究』思文閣出版, 1999年, 初出1997年)。広橋兼宣の息子兼郷が永享8年(1436)に失脚した際、その所領のうち16ヶ所を三条実雅が拝領したという(『看聞日記』同年10月29日条)から、この

嶋荘もその16ヶ所の一つだったものと考えられる。

- 30) 『親長卿記』文明17年(1485)12月28日条、『守光公記』永正14年(1517)9月6日条。
- 31) 『親長卿記』文明17年12月28日条に「自一色修理大夫、乱中押領丹後岡田庄年千疋今日送之」とあり、乱以前には年貢収入があったことが示唆される。「玉燭宝典紙背文書」10-1号(『前田家本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』続群書類従完成会、2002年)には、貞和年間頃の加賀国大桑荘・丹後国岡田御厨(後年の岡田荘)に関する訴訟について記されているが、この大桑荘のほうも永正年間に甘露寺家領としてみえる所領(前掲『守光公記』永正14年9月6日条など)であり、ともに甘露寺家の知行がそのあたりまでさかのぼる可能性がある。

ただ、甘露寺家の先祖にあたる吉田経房・資経の讓状(『鎌倉遺文』補遺358号・1467号(「勸修寺家文書」))にはこれらの所領は確認できない。鎌倉時代初頭に岡田御厨は阿闍梨忠恵という人物が知行していた(『鎌倉遺文』614号(「神宮雑書」))ようで、当初から吉田・甘露寺家の所領だったわけではなかったらしい。『勘仲記』正応元年十月記紙背文書にみえる某書状において、「岡田御厨事、為頭内蔵□奉行候けり」とみえており、蔵人頭兼内蔵頭の平信輔が「奉行」を務めていたらしく、院が側近を「奉行」とするような所領だった模様である。それがあつた段階までの間に甘露寺家に与えられたものとみられる。

- 32) この点は、いわゆる応安大法をはじめとする寺社本所領関連の研究において指摘されてきたところである。拙稿「南北朝中後期における寺社本所領関係の室町幕府法」(『日本史研究』635号、2015年)に先行研究として掲げた諸論考を参照。
- 33) 20志楽荘のうち朝来村は元亨2年(1322)にみえ(『宮津市史』中世別掲179号(「堀口家文書」))、春日(部)村は観応元年(1350)(同別掲210号(「阿良須神社文書」))、河辺村は正平7年(1352)(同別掲194号(「醍醐寺文書」))だが、同荘の春日村にあたる部分が暦応4年(1341)に西大寺に寄進された際に醍醐寺分(朝来村)と北禅寺(のちの山城安国寺)分(河辺村)が除かれており(同別掲280号(「西大寺文書」))、この段階で三分割されていたことが明らかである。朝来村の所見を考慮すると、少なくとも鎌倉末期まではさかのぼると考えて問題なかろう。

49宮津荘が等持院に寄進されたのは文和3年(1354)のことだが、前稿2(3)でも触れたように、このときの寄進地には栗田村は含まれていなかったようなので、宮津荘本体と栗田村はこれ以前から所領単位として分立していたと理解できる。

171 田村荘が八分の一に分けられたのち、三分方・二分方・二分方・一方に分割されていたと思われることについては前稿の83頁で示したとおりである。このような区分が最初にみえるのは応安元年(1368)に三分方が石清水八幡宮に寄進された際だが(『石清水八幡宮社家文書』13号)、この荘園が八分の一に分割されたのはそれよりもさかのぼるだろう。

- 34) 外岡慎一郎は、段銭を免除されている39石河荘の「惣庄」について、「惣庄」というのは、荘園の百姓が組織した政治的結集で、生産活動の自主的運営や紛争の自主的解決、荘園領主や守護などにたいして政治的に対抗していくことなどをその目的としていた(『宮津市史 通史編』534~535頁)としており、住民結合と解釈している。榎原雅治「地域社会における「村」の位置」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、2000年、初出1998年)の議論を意識したものと思われるが、そのような住民結合としての惣庄の御免分(「段銭無」)が大田文に載せられているというのは違和感がある。ここでは、別相伝の個別所領に対比される「惣庄」と理解しておくべきであろう(この「惣庄」の用例は多数確認できる。たとえば遠江国笠原荘に関して、桃井氏の権益を「惣庄」と表現する「御前落居記録」永享4年(1432)8月15日条を挙げておきたい)。国分寺領の15町余が荘内の別相伝所領(「加松富名」と注記される)で、それに対して「御料所」分が「惣庄」と認識されているという理解である。

この説明に対しては、「御料所」を将軍家御料所と理解するのであれば、免除されるのが当たり前だから、わざわざ「丹後国惣田数帳」に「段銭無」と記されるのはおかしいのでは、という意見もあるかもしれない。しかし、優先的に免除されることが多いとはいえ、「御料所」の段銭徴収を厳命した史料も残っており、「御料所」だからといって常に段銭を免除されていたわけではない。また、「御料所」だけに段銭を賦課するケースも確認されるから、結局は「御料所」にも段銭賦課の基準としての公田数は必要なのである。

- 35) 「伺事記録」延徳2年(1490)9月21日条によれば、この頃美作国小吉野荘は半分が南御所、半分が御経方の所領となっていたようである。拙稿「足利将軍家の荘園制の基盤」(『史学雑誌』123-9号、2014年)も参照。
- 36) この前後の時期に確認される「大和弥九郎」の実名が成親であった点については、『大日本古文書 益田家文書』262号、毛利家文庫蔵「大和家系図」など。なお、大和氏の系図は注67)に示した。
- 37) この松田刑部左衛門の分は、天文年間の棟札に「延永方惣^(惣)庄」とされているのがこれにあたると思われる。また、『宮津市史 通史編』のうち伊藤俊一が執筆した「丹後の民衆文化」727頁では、天正年間の棟札にみえる「西

方」も同一のものとみなしているようである。

- 38) このようにこの 20～50 町、50～100 町の荘郷の多くが分割されていたが、そのようななかで一元的な荘郷支配を維持できた勢力は、100 町以上の大規模所領を知行する勢力に次ぐ準有力領主として、公田数 10 位台～20 位台あたりに名を連ねている。
- 39) たとえば隣国但馬国では、次のような事例がみえる。

①但馬国朝来郡与布土地頭職内參十石、為給分、所宛行也、早守先例、可致沙汰之状如件、

応永七年六月一日 (山名時熙)
(花押)

与布土中務丞殿

②但馬国楽前庄地頭職西方内三分壹号北分、事、於下地令直所務、可致在京奉公之状如件、

応永九年八月日 (山名時熙)
御在判

安田孫三郎殿

①公田数 55 町の東北院（撰閔家氏寺）領荘園であった与布土荘（「但馬国大田文」）について、応永 7 年（1400）、守護山名時熙が同荘地頭職のうち 30 石分を「給分」として与布土氏一族の中務丞に与えた事例がある（『兵庫県史 史料編 中世三』「山崎文書」2 号）。実はこの「給分」は、明徳 3 年（1392）に中務丞の前身または親族と思われる与布土山崎五郎左衛門尉が結城満藤から預け置かれたものであり（『兵庫県史 史料編 中世三』「山崎文書」1 号）、その時点ではおそらく満藤が与布土荘の地頭であったと思われる。しかし、応永 7 年までの間に同荘の地頭職は守護山名時熙に移ったものか、同じ所領が時熙によって「給分」として与えられることとなった（なお、この分の所領はのちに「山崎分」と呼ばれている（『兵庫県史 史料編 中世三』「山崎文書」3 号）。②公田数 48 町余の荘園であった楽前荘（「但馬国大田文」）は、鎌倉時代に南北に下地中分されていた。その地頭職＝楽前南荘（24 町余）をさらに東西に分けたうちの西方の、三分一「北分」と呼ばれる所職について、応永 9 年（1402）に山名時熙が安田孫三郎に与えている（『兵庫県史 史料編 中世三』「垣谷文書」7 号）。

- 40) たとえば、先ほど触れた 50 伊祢荘のうち小嶋方・東方は、細川成之被官の飯尾備前入道常暹の所領となっている。前稿 1 (3) でも述べたが、細川成之が自領をさらに被官に与えた場合、その被官の名前は「丹後国惣田数帳」にはみえてこないため、飯尾常暹は以前からこの所領を知行していたか、室町殿から直接この所領を与えられた可能性が高い。後者の場合、契機として最も可能性が高いのが永享 12 年（1440）の一色義貫殺害であろう。それほど大きな所領ではないから、義貫本人の所領ではなく、国人や守護被官の所

領であったことが推察されるが、そうした契機で没収された所領が、室町殿によって与えられた可能性があるのである。このような点を含め、室町殿の闕所地処分と守護の闕所地処分の区分には、曖昧で流動的な部分があったと思われる、そのあたりのところについては検討の余地がある。

- 41) 『宮津市史』中世 46 号（「九条家文書」）・140 号（「熊谷家文書」）。
- 42) 観応 2 年（1351）11 月 2 日、足利尊氏は「島津下野守忠氏跡（除丹後国田辺庄定）」を島津師久に宛てがっている（『宮津市史』中世 237 号（「島津家文書」））。実をいえば、貞和 3 年（1347）12 月 23 日に「丹後国田辺郷八幡宮」に「毎月御神楽料足田」1 町を寄進している「散位」（『宮津市史』中世別掲 167 号（「桂林寺文書」））が島津忠氏であることが『花押かがみ』島津忠氏項（3586）で指摘されており、実際に島津忠氏がこの荘園の地頭であったことがわかる。
- 43) 『宮津市史』中世 124 号（「金沢文庫文書」）。
- 44) 後藤氏については、「丹後国惣田数帳」に [82] 後藤次郎左衛門（11 町余）と [150] 後藤七郎兵衛（2 町 8 段余）がみえ、この時代にも生き残っていたことがわかるが、その田数はそれほど大きくないといわねばならない。
- 45) 『広島県史 古代中世資料編 V』「福原文書」6 号。
- 46) 川岡勉『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館，2002 年）98 頁。
- 47) 百田昌夫「百鳥講文書と丹後日置氏について」（『丹後郷土資料館報』3 号，1982 年）。
- 48) 京都府立丹後郷土資料館『特別陳列図録 33 古文書は語る・中世丹後の歴史』（1993 年。編集・解説担当伊藤太）。
- 49) 注 14) 拙稿。
- 50) たとえば丹後松田氏一族のなかには、山名氏に被官化した一族もいた（榎原雅治「新出「丹後松田系図」および松田氏の検討」『東京大学史料編纂所研究紀要』4 号，1993 年）。
- 51) 後述の「丹後国御檀家帳」による。
- 52) 成吉氏が本来八幡神人で油商売をおこなっており、大山崎離宮八幡宮の日使頭役を命じられるような立場であった点については、『蜷川家文書』278 号と『島本町史』「離宮八幡宮文書」81 号。また、応永 18 年（1411）に美作国小吉野荘の年貢を請け負い、「御ねんくふさた申候ハ、二条のくらを御おさへめされ候へく候、その時いき申候ハ、たんこのしゆこ殿おほせつけ、御さいくわあるへく候」（『大日本史料』応永 18 年雑載所収、「宝鏡寺文書」）と記している「なりよし入道大観」はこの成吉氏と思われるが、「二条のくら」を所有していることが興味深い。商人的な性格を残したまま一色氏の被官にもなっていたものと思われる。

- 53) 刑部家秀が寛正7年(1466)閏2月に「石河庄仏明寺分東西別当職」を延命寺住持に対して売却していることについては、『宮津市史』中世別掲39号(「成相寺文書」)。
- 54) 「丹後国御檀家帳」については、『京丹後市史 資料編 丹後国御檀家帳』(2013年)に書誌的検討と最新の翻刻が掲載されている。
- 55) なお、注54)『京丹後市史』で「第三節 研究 『丹後国御檀家帳』に見る一六世紀の丹後」を執筆した田中純子は、成吉・佐野両氏が「奉行」とは記されておらず、「奉行」たちとの関係も記されていないことから「外様」と評価し、「一色氏とは一線を画していた」と評価している。しかし、義直の時代に守護被官としての活動があったことは重要であると考ええる。
- 56) 近年、戦国期の状況については、清水敏之が「丹後国御檀家帳」をもとに「天文期の丹後は抜きでた実力者が統治する体制はなく、諸勢力が割拠する状況にあった」と論じている(『戦国期丹後一色氏の基礎的研究』『戦国史研究』82号, 2021年)。イメージが近いのは、野田泰三が論じた戦国期播磨の状況だろうか。野田は、戦国期播磨国において、守護代浦上氏が地域支配の担い手として権限を強化し、別所氏・赤松下野守家などとともに数郡規模での領域支配を進展させていたが、その周縁部に明石氏・依藤氏・在田氏・小寺氏・宇野氏などが一郡内外の規模で支配領域を形成していたこと、天文年間頃までは赤松氏の求心力は維持されていたことなどを論じている(『戦国期における守護・守護代・国人』『日本史研究』464号, 2001年)。それに比べると、丹後国は五郡しかない小国なので、播磨国より各勢力の規模がやや小さい点が特徴で、守護代の勢力が結果的にそれほど伸張しなかった点も特徴といえるかもしれない。しかし、そのような割拠状態であっても「一色氏に代わり得るのは一色氏という価値観は丹後国内で自明視されていた」(清水論文11頁)のだといい、そのことは興味深いところである。
- 57) 以上に示した守護代の変遷については、注3)河村著書を参照。
- 58) ほかに、[127]羽太兵庫助という人物がみえ、こちらは4町余である。
- 59) 注3)河村著書。
- 60) 注3)河村著書。
- 61) もちろん、こうした大規模所領によって比率が大きく左右される背景として、丹後国が公田数をすべて足し合わせても4200町ほどにしかならない小国である点には留意しておく必要がある。ただ、大国であったとしても、より田数の多い荘郷が存在していたり、100町クラスの所領が丹後国以上に存在していたりしているはずである。大規模な所領によって比率が大きく左右されるという点は、ある程度一般的にいえることではないかと考えている。
- 62) 拙稿「室町期越中国・備前国の荘郷と領主」(『東寺文書と中世の諸相』思文

閣出版, 2011年)。

- 63) 備前国では、前守護で国内屈指の有力者である松田氏が在京直臣化したことが重要だが、それ以外にも御料所がみられ、松田氏の動向のみで説明することはできない。
- 64) 拙稿「南北朝期における所領配分と中央政治」(『歴史評論』700号, 2008年)。
- 65) 石見国益田氏については、永享12年(1440)の「石見国諸郡段銭注文」(『益田家文書』863号)によって、この段階の知行分の公田数が75町9段半とされていたことがわかる。しかし、益田氏の公田数は応永9年(1402)に146町3段300歩から100町へと減少が認められていることが判明している(『益田家文書』63号)。本来100町以上であったものの、守護からの優遇措置によって公田数減少(段銭負担額減少)が承認されているのであり、この益田氏を他国でいう100町以上の大領主と同等の存在と認定することにさほど問題はなからう。

鎌倉時代の「石見國中荘公惣田数注文案」(『益田家文書』861号)にみえる公田数が1476町300歩であったのに対して、「石見国諸郡段銭注文」では公田数が明記されていない邇摩郡分を補っても500町程度にしかないことを考えると、優遇措置による公田数減少は他氏・他郷についてもあったとみられる。「石見国諸郡段銭注文」段階での主立った領主の公田数は、益田氏が75町9段半、吉見氏が66町3段、三隅氏が52町3段、福屋氏が35町9段90歩、周布氏が22町4段半、佐波氏が11町7段、河本小笠原氏が10町2段となっている。少なくとも益田・吉見・三隅氏あたりまでは他国における公田100町以上の領主と同じような存在と理解してよいのではないかと考えている。

こうした諸領主のうち、吉見氏はある時期から番衆(いわゆる奉公衆)として京都に出仕している(そのあたりの整理に関しては、伊藤大貴「石見吉見氏と室町幕府」『鳥根県古代文化センター研究論集第28集 中世石見における在地領主の動向』, 2022年)。佐波氏も同様で、そのような勢力がいること自体は当該期の石見国を考えるうえで非常に重要である。しかし、これに「烏丸殿御領」(烏丸資任の所領)である桜井荘17町を合算しても、全体で500町程度と想定される石見国の公田数の過半数を在京領主が占めることはありえないのである(あえていえば、益田氏が河内などに出陣し、一時的に京都での参賀に出仕していたらしい長祿・寛正期(『益田家文書』113号)だけはそれに近い状況が現出していたと理解可能かもしれない)。

- 66) こうした地域ごとの比較については、すでに拙稿「室町時代の支配体制と列島諸地域」(『日本史研究』631号)で提示している近国地域・中間地域・遠

国地域と関わるものである。ただ、注65で示したように石見国の状況を視野に入れてみると、国によって公田の数字の質に違いがあると思われる点には注意が必要であると考ええる。そのあたりについては、もう少し検討を重ねてみたい。

- 67) とくに気になるのが、前稿2(3)でも触れた「御料所」である。すでに前稿において、37大石荘が鎌倉時代に「御物料所」であったことや、49宮津荘地頭職が鎌倉時代以来の足利家領であったことなどについてすでに言及してきたが、南北朝期に限れば8河守郷も注目される。

河守郷内の室谷観音寺の延文元年(1356)の寺領目録には、「先地頭」である「禅尼慈性」=「尾藤六郎左衛門尉母儀」の寄進地と、「將軍家御台所」の寄進地が書かれており(『宮津市史』中世別掲362号(「観音寺文書」))、この対比構造からすると、南北朝期に入ったのちこの河守郷地頭職が「將軍家御台所」(赤橋登子)の所領になっていたようである。康永2年(1343)、仁木頼章が久下頼直を「丹後国河守郷代官職」に任じる袖判書下を発給している(『宮津市史』中世別掲182号(「久下文書」))が、頼章の所領の「代官職」を久下頼直に命じるというのには違和感がある。これは赤橋登子の所領の差配を頼章がおこなっていたことによるものではないかと思われる。

このようにこの河守郷も御料所的な所領であったとするならば、丹後国には南北朝前期から御料所的な所領が複数設定されていたということになる(ここで「御料所的な所領」と表現したのは、この段階ではまだ「御料所」という用語が未成立であるため(注35)拙稿)。なお、この河守郷は、永徳元年(1381)に大和新左衛門入道政行に「返付」され、そののち「丹後国惣田数帳」の大和弥九郎成親の時代に至っており、その段階では当然ながら御料所とは認識されていない。だとすれば、それは京都から直近だった丹後に特有な現象だったと理解できるかもしれない。



【附記】

- ・本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究C(課題番号21K00841)の一部を含む。
- ・本論文は、前稿と連続して構想したものであるため、前稿の【表1】をそのまま本論文でも【表1】として掲げ、その表番号を引き続いて使用した。そのこともあって、本論文では前稿の様式にならない、横書きで執筆した。なお、2024年3月に刊行が予定されている「室町時代の丹後国」(京都学研究会編『京都

を学ぶ 丹後編』ナカニシヤ出版, 2024年3月出版予定)には, 前稿と本論文を要約した内容を含んでいる。

- ・先に『人文学』誌上に公表した「社会史を経た室町期権力論・支配体制論上」(『人文学』207号, 2021年)に引き続いて, 「社会史を経た室町期権力論・支配体制論 下」を執筆する予定であったが, そののち上記科学研究費が採択され, その成果を優先する必要性が生じたため, 執筆の優先順位を変更し, 本論文を先に執筆することとなった。上記「下」についても追って公表できるようにつとめたい。